28. 検事の定年延長

東京高検の検事長の定年延長を閣議決定したことが大きな政治問題になっている。検察庁法で定められている検察官の定年を延ばす措置は前代未聞だという。政府は国家公務員法に基づくとするが、過去の政府答弁では検察官に同法の定年制は「適用されない」としていたというのだ。こういうことを行う背景には安倍内閣特有の生臭い話があるというのが真相のようだ。

閣議で本来 2 月 7 日で定年だった東京高検の黒川検事長（63）の勤務を、国家公務員法に基づき 8 月 7 日まで半年間延長すると決めたのは 1 月 31 日だった。

検察庁法の第 22 条には「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する」と確かにあり、黒川氏は 63 歳になった 2 月に定年だった筈なのだ。

2018 年 7 月 25 日からの稲田検事総長（63）が、この 8 月に慣例に従って約 2 年の任期で退任すればもう一人の検事総長の有力候補である名古屋高検の林真事長（62）も 7 月に定年を迎えているので、黒川氏が後任に就ける道筋がつけられるという訳だ。

黒川氏と林氏は同期で、いずれはどちらかが検事総長になると言われて来たという。林氏は政治家が何を言おうと検察の筋を通すタイプ、黒川氏はひょうきで人の心をつかむのがうまいという評価らしい。その黒川氏は法務省の官房長や次官を務め、安倍政権との関係が近く、首相官邸は黒川氏を総長に据え、捜査権力まで操ろうとしている、と憶測されているという訳だ。安倍内閣はそこまでやるのかと驚く。

野党は勿論、専門家や、検察内部からも批判され、さらに自民党内からも異論が出ているとか。先日の国会の予算委員会では森雅子法相らが野党から強烈に責められ、不安定な答弁をするのをテレビ中継で見たが、最後まで非を認めることはなかった。

政府が示した延長の法的根拠は、一定の条件のもと定年延長を認める国家公務員法を適用したこと（解釈変更）だが、1981 年の国会答弁での「検察官と大学教員には国家公務員法の定年制は適用されない」という解釈と矛盾してしまった。さらに、解釈変更に関する人事院との協議文書が、「口頭決裁」だったことやその時期が問題になっってしまった。

新聞記事には、ある批評家の指摘が載っていた。「政権は屁理屈をこねて禁じ手を使い、司法の独立性を無視した。独裁国家じゃないんだから、批判されて当然」「最近大物政治家を摘発していない検察の弱体化が聖域に手をつけさせることを招いたのかも知れない。検察が権力の道具に成り下がることを恐れる」と。「もりかけ」問題などを想定しているのだろか。

また、野党議員は「検察の人事に政権が手を突っ込むのは三権分立の死だ」と指摘し、社説も「三権分立を損なう暴挙」と非難する。

三権分立とは言うまでもなく、立法（国会）・行政（内閣）・司法（裁判所）が相互に牽制して恣意的な権力行使の防止をするというものだ。

だが、勉強不足でよくわからないのは検察庁のことだ。検察庁は法務省の中にあるが、法務省の HP でみると検察庁は「特別の機関」とある。そして稲田検事総長は法務事務次官を経験後に仙台高検と東京高検の検事長を経験している。既述のように黒川東京高検検事長も法務事務次官を経験している。法務省は特別の役所のようだ。調べると検事総長・次長検事及び検事長は内閣が任免し天皇が認証することになっている。三権分立との関係がわからなくなるのだが、ある記事は「検察庁は行政組織でありながら、準司法的役割を持つ機関で、法解釈の変更

は国会の立法権のみならず検察の独立性も脅かす」という。「国会で可決した法律の解釈を政府が勝手に変えることは憲法違反」ということが三権分立を損なうということなのだと解釈したい。

HP を見ると検察庁の理念が載っている。その理念は冒頭で、「検察の職員が，いかなる状況においても，目指すべき方向を見失うことなく，使命感を持って職務に当たるとともに，検察の活動全般が適正に行われ，国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう，検察の精神及び基本姿勢を示すものである」と意気高らかに述べた上で、「権限の行使に際し，いかなる誘引や圧力にも左右されないよう，どのような時にも，厳正公平，不偏不党を旨とすべきである。また，自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず，時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である」とまで述べている。渦中の黒川検事長はこの騒ぎをどう思っているのだろうか。何も発信していないように思う。

それと、稲田検事総長が 8 月に慣例に従わず辞めなかったら、まさか再度の黒川氏の定年延長はないだろうから黒川氏は 8 月 7 日で定年になるのだが。

（2020 年 3 月 12 日）

（13 日の閣議で、検察官の定年を 63 から 65 歳に引き上げる検察庁法の改正案を閣議決定された。改正案は今国会に提出され、成立すれば 2022 年度から 2 年ごとに定年を 1 歳ずつ引き上げ、定年が 65 歳になるのは 2024 年度になるとのこと）

（2020 年 3 月 14 日）